

平成 19 年 3 月 28 日

第 14 回農薬専門調査会幹事会審議農薬の概要

1. スピロメシフェン

(1) 用途

殺虫剤

(2) 審議の経緯

農薬取締法に基づく新規登録申請（トマト及びりんご等）がされており、平成 17 年 8 月 23 日付けで厚生労働大臣より意見聴取された。

また、いわゆるポジティブリスト制度導入に伴う暫定基準値が設定されており、平成 18 年 7 月 18 日に厚生労働省より意見聴取をされ、第 9 回総合評価第一部会において ADI が決定した。

(3) 評価の概要

アセチル CoA カルボキシラーゼを阻害することにより殺虫活性を示すと考えられ、コレステロール代謝に関連する毒性も見られたが、発がん性及び遺伝毒性等は認められなかった。

各試験の無毒性量の最小値は、ラットを用いた 2 世代繁殖試験の 2.2mg/kg 体重/日であったことから、これを根拠として、安全係数 100 で除した 0.022mg/kg 体重/日を一日摂取許容量（ADI）とした。

2. フェンヘキサミド

(1) 用途

殺菌剤

(2) 審議の経緯

農薬取締法に基づく適用拡大申請（ホップ）がされており、平成 17 年 7 月 19 日付けで厚生労働大臣より意見聴取された。

また、いわゆるポジティブリスト制度導入に伴う暫定基準値が設定されており、平成 18 年 7 月 18 日に厚生労働省より意見聴取をされ、第 8 回総合評価第二部会において ADI が決定した。

(3) 評価の概要

各種試験において溶血性貧血及び腎性貧血が疑われたが、溶血性貧血についてはイヌに特有のもの、腎性貧血については腎臓への影響が認められなかったことから否定され、審議の結果問題がないとされた。

各試験の無毒性量の最小値は、イヌを用いた 1 年間慢性毒性試験の 17.5 mg/kg 体重/日であったことから、これを根拠として、安全係数 100 で除した 0.17 mg/kg 体重/日を一日摂取許容量（ADI）とした。

3. メタアルデヒド

(1) 用途

殺虫剤

(2) 審議の経緯

農薬取締法に基づく適用拡大申請（稲）がされており、平成15年12月25日付けで厚生労働大臣より意見聴取された。

また、いわゆるポジティブリスト制度導入に伴う暫定基準値が設定されており、平成18年7月18日に厚生労働省より意見聴取をされ、第8回総合評価第二部会においてADIが決定した。

(3) 評価の概要

試験結果からは、発がん性、繁殖に対する影響、催奇形性及び遺伝毒性は認められなかった。

なお、神経毒性が認められたが、神経組織の器質的変化を伴わないことなどから、本症状については、本剤の体内の消失とともに回復すると考えられた。

各試験の無毒性量の最小値がラットを用いた2年間慢性毒性/発がん性併合試験の2.2mg/kg 体重/日であったので、これを根拠として、安全係数100で除した0.022mg/kg 体重/日を一日摂取許容量（ADI）とした。